

幸手市しあわせ家族ウェルカム補助金 Q & A

【世帯要件について】

番号	Q	A
1	若者夫婦は夫婦どちらも40歳未満でなければいけませんか。	申請年度初日（令和5年4月1日）の時点で、夫婦いずれも40歳未満（昭和58年〈1983年〉4月2日以降の生まれ）でなければいけません。
2	若者夫婦世帯は、子どもがいなくても対象となりますか。	子どもがいなくても対象となります。
3	若者夫婦世帯は、高齢の両親と同居していても対象となりますか。	40歳以上の方と同居していても対象となります。
4	幸手市に住宅を購入しましたが、諸事情により幸手市で住民登録していません。この場合、申請はできますか。	住民登録が市外の場合は申請することができません。
5	前住所地であるA市に7ヶ月間居住し、その前はB市で6ヶ月間居住していました。幸手市で住宅を購入する場合、前住所地での居住は1年未満ですが、市外からの転入の要件に該当しますか。	両市の居住期間を通算すると1年以上になりますので、転入の要件に該当します。なお、居住期間の確認には、A、B両市で発行される住民票の除票か、本籍地の市町村で発行される戸籍の附票が必要になります。
6	海外から幸手市に転入し住宅を購入します。この場合、1年以上幸手市外に居住していたことをどのように証明すればよいですか。	海外在住期間を確認するため、出入国年月日が分かるパスポート等をお持ちください。
7	今年住宅を取得し、私ひとりが住宅の所有者となっています。配偶者は昨年他市から初めて転入してきましたが、私は市内に元々住んでいました。対象となりますか。	申請者は、転入前1年以上市外に住民登録していたことがあり、かつ、住宅の所有者（共同名義も可）である必要があります。この場合は、対象となりません。
8	同世帯に高齢者の母親と未就学児の子がいます。母親と子の納税証明書又は非課税証明書は提出する必要がありますか。	提出書類には、申請者の世帯全員の従前住所地での個人住民税の納税証明書又は非課税証明書が必要です。非課税の方についてもお一人ずつ証明書の添付が必要です。
9	元々市内に住んでおり、去年の10月に他市に転出しましたが、今年の4月に幸手市へ再転入し、今年5月に住宅を取得しました。この場合は、対象となりますか。	再転入の場合は、転出後1年以上経過して再転入された方が対象となります。この場合は、対象となりません。
10	令和5年4月に幸手市在住者と結婚し、転入と同時に新築住宅を取得しました。この場合、補助金の対象となりますか。	申請者及び配偶者の双方が転入前1年以上市外に住民登録していたことが必要です。この場合は、対象となりません。
11	幸手市に住む親が高齢となったため、両親と同居するために幸手市に引越し、家を新築しました。世帯全員が転入前1年以上市外に住んでいなければなりませんか。	世帯全員である必要はありません。申請する方及び配偶者が若者夫婦であり、転入前1年以上市外に住所を有し、かつ、住宅の所有者であれば対象となります。

【住宅要件について】

番号	Q	A
12	幸手市に住宅を新築中ですが、どの時点で申請すれば良いですか。	申請は、住宅が完成し、転入届や住宅の所有権保存登記又は所有権移転登記が終わってからの申請になります。登記完了日から1年以内に申請してください。
13	幸手市内に住む親の住宅を二世帯住宅に建て替えました。この場合、申請はできますか。	申請者世帯の住む部分について、申請者名義で所有権が登記されているなど、所定の要件を満たしていれば対象となります。
14	幸手市内に住む親世帯の敷地内に住宅を新築しました。この住宅は補助金の交付対象となりますか。	申請者名義で所有権が登記され、建築基準法その他法令に基づき適正に建築された住宅であり、かつ、居住床面積が75㎡以上であれば対象となります。
15	店舗併用住宅を新築しました。一階が店舗部分で70㎡、二階が住居部分で70㎡です。合計すると延床面積は140㎡になりますが、この場合、対象となりますか。	住居部分（二階）が75㎡未満ですので、対象にはなりません。
16	土地付き一戸建ての住宅を購入しました。購入価格が住宅と土地をあわせた価格になっており建物本体の価格がわかりません。	土地自体には、消費税がかからないので、消費税額から建物価格を算出します。 消費税額（円）÷契約時の消費税率（%）×100＝建物価格（円）
17	中古住宅を購入したのですが、建物本体の価格がわからないうえ、消費税額も不明です。不動産業者に問い合わせても記載義務はないと言い、詳しい内訳を教えてください。	建物価格が不明の場合、「家屋評価証明書」に記載された評価額を建物価格として審査いたします。 最新の「家屋評価証明書」は幸手市役所税務課で交付しておりますので、必要書類ご提出の際にご用意をお願いいたします。

18	増築、改築は対象となりますか。	増築、改築は対象となりません。ただし、既存の住宅を全て取り壊し建て替えた場合で、交付の条件を満たす場合は、対象となります。
19	中古住宅は対象となりますか。	対象となります。
20	建売住宅は対象となりますか。	対象となります。
21	建売住宅を購入しましたが、土地代も補助金の対象となるのでしょうか。	新築、中古住宅も含め、土地代は対象外です。
22	令和4年3月に不動産業者と中古住宅の購入に係る売買契約を締結しました。所有権移転登記は令和4年4月1日以降に完了しましたが、補助金の対象となりますか。	対象となりません。
23	親が建てた新築住宅を子どもが購入しました。補助金の交付対象となりますか。	実質的には相続による取得と考えられるため、対象となりません。
24	家を新築する際、都合により建物登記はしていません。登記をしなければ対象になりませんか。また、登記をする際、表題登記をすれば対象となりますか。	申請の条件として、所有権登記が必要です。表題登記だけでは申請することが出来ませんので、必ず所有権登記を行ってください。
25	共同持ち分で住宅を取得した場合も対象となりますか。	対象となります。ただし、共同名義者のいずれか1名のみが申請することが出来ます。
26	セカンドハウスとして新築を建築予定ですが、対象となりますか。	取得した住宅に定住し、生活の本拠地として住民登録を行うことが条件ですので、対象となりません。
27	別荘は対象となりますか。	対象となりません。

【補助金の返還について】

番号	Q	A
28	補助金が交付されてから1年後、都合により市外へ引っ越すこととなりました。補助金は全額返還する必要がありますか。	取り消し要件の「補助金の交付決定の日から3年を経過する前に、正当な理由なく補助の対象となった住宅に交付決定者の世帯が居住しなくなったとき」に該当した場合は、交付済みの補助金全額を返還していただくこととなります。
29	補助金が交付されてから1年後、都合により住宅を譲渡することとなりました。補助金は全額返還する必要がありますか。	補助の対象となった住宅を自己の居住目的以外の用途に使用したときは、取り消し要件に該当するため、交付済みの補助金全額を返還していただくこととなります。

【その他】

番号	Q	A
30	所得制限はありますか。	所得制限はありません。
31	必要書類の提出は郵送でも可能ですか。	必要書類に不備等がないか確認いたします。幸手市役所政策課までお持ちください。
32	前期受付期間に申請しましたが、抽選により交付候補から外れてしまいました。この場合、後期受付期間に再度申請することはできますか。	一度申請を行ったことのある方は、再度申請することはできません。